

## ○竜王町ごみ減量化推進事業補助金交付要綱

(平成 31 年 4 月 1 日告示第 50 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭ごみの減量化およびごみの排出抑制を推進するため生ごみ処理器またはボカシ容器セット(以下「処理器等」という。)を購入した者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則(昭和 50 年竜王町規則第 3 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理器 台所で発生する生ごみ、落葉、雑草等を投入できるもので、投入されたごみは自然等の作用により、発熱、発酵および分解して体積が減り、堆肥化するものをいう。
- (2) ボカシ容器セット 生ごみ処理器において、生ごみの発酵および分解の促進をすための菌を生成するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付対象者は、各家庭において処理器等を購入した者とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の交付額は、生ごみ処理器 1 基またはボカシ容器セット 1 セットにつき購入費用の 2 分の 1 以内(100 円未満切捨て)とし、限度額は 5,000 円とする。ただし、電動式生ごみ処理器については、1 基につき購入費用の 3 分の 1 以内(100 円未満切捨て)とし、限度額は 1 万 5,000 円とする。

2 補助金の交付は、1 世帯につき 5 年間で生ごみ処理器 2 基以内とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、竜王町ごみ減量化推進事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 販売証明書または領収書
  - (2) 設置場所位置図
  - (3) 誓約書(別記様式第2号)
- (維持管理)

第6条 補助金の交付を受けた者は、処理器等が常に正常な機能が発揮できるよう、維持管理に努めなければならない。

2 処理器等から出る堆肥は花壇または畑等に還元するなど自家処理に努めなければならない。

(特例)

第7条 規則第12条の規定に基づく実績報告は、同条ただし書の規定により第5条の交付申請によりなされたものとみなす。

2 規則第13条の規定に基づく確定通知は、同条ただし書の規定により規則第6条の決定通知によりなされたものとみなす。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成33年度までの補助事業について適用する。

別記様式第1号(第5条関係)

竜王町ごみ減量化推進事業補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

誓約書

[別紙参照]